

「戸田市いじめ防止基本方針」の主な改定点 新旧対照表

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

戸田市いじめ防止基本方針	
改定前	改定後の案
<p>第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念</p> <p>いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関わる問題であることを認識し、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。</p>	<p>第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念</p> <p>いじめ防止等のための対策は、いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。</p> <p>2 いじめの定義</p> <p>(2) いじめの認知に関する考え方</p> <p>(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。</p> <p>したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。</p> <p>(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。</p> <p>(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。</p> <p>(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】</p>

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

戸田市いじめ防止基本方針	
改定前	改訂後の案
<p>1 いじめの未然防止</p> <p>いじめの問題の根本的な解決のためには、全ての児童生徒を対象とした未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが必要である。</p>	<p>1 いじめの未然防止</p> <p>根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。</p> <p>このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。</p> <p>加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。</p>
<p>2 いじめの早期発見</p> <p><u>「いじめはどの子にも起こりうる」という認識を持ち、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候やサインを見逃すことなく、アンテナを高く保つとともに、教職員間で積極的に情報交換し、情報を共有することが大切である。</u></p>	<p>2 いじめの早期発見</p> <p>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。</p>
<p>3 いじめへの対処</p> <p>いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を進める。</p>	<p>3 いじめへの対処</p> <p>いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。</p>

	<p>4 いじめ解消の定義</p> <p>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</p> <p>①いじめに係る行為が止んでいること</p> <p>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</p> <p>②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <p>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> <p>学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。</p> <p>また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。</p>
<p>4 家庭や地域との連携</p> <p>いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。</p>	<p>5 家庭や地域との連携</p> <p>いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。</p>
<p>5 関係機関との連携</p> <p>いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築する必要がある。</p>	<p>6 関係機関との連携</p> <p>いじめの問題への対応においては、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。</p>

第3 いじめ防止等のための対策の内容

戸田市いじめ防止基本方針

改定前	改訂後の案
<p>2 教育委員会が実施する施策</p> <p>(4) 専門的な相談員等の配置</p> <p>教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。</p> <p>また、<u>全中学校区</u>にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。</p>	<p>2 教育委員会が実施する施策</p> <p>(4) 専門的な相談員等の配置</p> <p>教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。</p> <p>また、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>また、定期的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどからなる専門家チームを学校に派遣し、学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わる。</p>
<p>(5) 教職員の研修</p> <p>いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止プログラム(CAPプログラム)研修会を実施する。 <u>(各校1名参加の悉皆研修)</u></p>	<p>(5) 教職員の研修等</p> <p>いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止や自殺予防等の研修会を実施する。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、学校の巡回相談を行うとともに、教職員のカウンセリングマインドの育成等について専門的な見地から関わる。</p> <p>さらに、さわやか相談員と連携して、グループエンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラムを実施し、児童生徒がいじめに対する対処の仕方を学ぶ授業を行う。</p>
<p>(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策</p> <p><u>ネットパトロールを実施し、必要な情報を学校に報告して、早期対応につなげる。</u></p> <p><u>インターネットトラブル・ネットいじめ対応研修会を実施するとともに、各学校に、児童生徒及び保護者を対象とした情報モラル講習会の開催を依頼し、インターネットを介したいじめ防止の意識の高揚を図るとともに、効果的に対処できるよう啓発する。</u></p>	<p>(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策</p> <p>学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発を実施する。</p>

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国又は埼玉県及び戸田市で策定した「基本方針」を参考にして、学校としていじめ防止等の取組をどのように行うかについての基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)として定める。

「学校基本方針」は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。

(8) 出席停止・就学校の指定変更・区域外就学

加害児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。また、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

さらに、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し

より実効性の高い取組を実施するため、市基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価

いじめの実態把握の取組状況、学校における定期的なアンケート調査、事故報告、個人面談の取組状況等を点検・評価し、学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ基本方針

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、各学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

○ 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の意義を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。

○ 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

○ 学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等が関わることを整える。

○ 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめ防止、早期発見及び早期対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定により、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等の中から学校の実情により校長が定める。さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は以下の通りである。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等、学校の実情を踏まえて校長が定める。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わることとする。さらに、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

また、学校対策委員会を実効的に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫する必要がある。さらに、児童生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも有効である。学校対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

- いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処を行う。
- 学校基本方針の点検・見直しを行う。
- いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

(3) いじめ事案における学校内の情報共有
(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。

① いじめの防止

- ・ 学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・ 思いやりの心を育む教育
- ・ 児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・ 豊かな体験活動を通じた温かい集団づくり
- ・ 規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・ インターネット等を介したいじめの防止

② いじめの早期発見

- ・ 児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・ 教職員の研修
- ・ 何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・ 外部相談機関との連携

③ いじめへの対処

- ・ 実態把握
- ・ 当該児童生徒、保護者への指導
- ・ 周囲の児童生徒への指導

④ 庭や地域との連携

- ・ P T A 家庭教育学級
- ・ 各中学校区の地域の会
- ・ 各地区との懇談会

⑤ 係機関との連携

- ・ 蕨警察署
- ・ 南児童相談所
- ・ 戸田市人権教育推進協議会

各学校における情報共有のための具体的な体制や方法については、以下に示す内容に留意しながら、学校の実情に合わせて行う。

- 学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定め、教職員に周知する。
- 教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。
- 市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を残し、学校対策委員会に共有する。

(4) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。

① いじめの未然防止

- ・ 考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる指導の充実
- ・ 児童生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進
- ・ 学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・ 思いやりの心を育む教育
- ・ 児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・ 望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等）
- ・ 規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・ 学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップの下、教育相談や個人面談を実施
- ・ インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育の充実・徹底
- ・ 人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・ 個々の児童生徒の障害の特性への教職員の理解促進
- ・ 教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認についての、教職員への正しい理解
- ・ 被災児童生徒に対する心のケア

② いじめの早期発見

- ・ 児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・ いじめに関するアンケートの実施
- ・ 教育相談の実施
- ・ 教職員の研修
- ・ 何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・ 外部相談機関との連携

③ いじめ事案への対処

- ・ 実態把握
- ・ 被害児童生徒への支援
- ・ 加害児童生徒への指導
- ・ 保護者との連携
- ・ 周囲の児童生徒への指導
- ・ 教育委員会との連携
- ・ いじめ解消までの組織的な対応

(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

- 学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。
- 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

戸田市いじめ防止基本方針

改定前	改訂後の案
<p>1 重大事態とは 法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。</p> <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> <p>「いじめにより」とは各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p> <p>また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な損害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 等 <p>第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握して判断する必要がある。</p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。</p>	<p>1 重大事態とは 法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。</p> <p>第五章 重大事態への対処 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)</p> <p>第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">【いじめ防止対策推進法】</p> <p>「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p> <p>また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。</p> <p>例えば、次のようなケースが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合 ○ 金品等に重大な損害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 等 <p>第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。</p>

2 重大事態の発生と調査

(4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、教育委員会及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

2 重大事態の発生と調査

(4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、市教育委員会及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、地方公共団体の長による再調査は、以下等のような場合に行う必要がある。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒及びその保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、市教育委員会又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。